

# ○社会福祉法人弘前市社会福祉協議会会員規程

平成 18 年 3 月 1 日  
社会福祉法人弘前市社会福祉協議会規程第 3 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人弘前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 33 条第 3 項の規定に基づき、本会会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

**第 2 条** 会員は、社会福祉に関心を有し本会の趣旨に賛同して入会した者とし、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

(会費)

**第 3 条** 会員は、毎年度所定の会費を納入するものとする。

2 前項に定める会費は年額とし、次の各号に定める区分により当該各号に掲げる額とする。ただし、一口当たりで規定する会費については、随時の口数によるものとする。

(1) 個人会員

ア 本会の理事及び監事	10,000 円
イ 本会の評議員	5,000 円
ウ 弘前市民生委員児童委員	1,000 円
エ アからウまで以外の賛同者 一口当たり	1,000 円
オ 一般会費（たすけあい会費）一世帯当たり	300 円

(2) 団体会員

ア 弘前市地区社会福祉協議会等	5,000 円
イ 弘前市内の福祉施設・団体 一口当たり	2,000 円
ウ 本会の趣旨に賛同する法人・事業所等 一口当たり	2,000 円
エ 弘前市単位老人クラブ	1,000 円

3 前項第 1 号オに規定する一般会費（たすけあい会費）は、岩木支部及び相馬支部については、当分の間一世帯当たり 1,000 円とする。

(会費の納入)

**第 4 条** 会費は一括納入とし、当該年度内に納入しなければならない。

2 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

(還元)

**第 5 条** 第 3 条第 2 項第 1 号オに規定する一般会費（たすけあい会費）の 2 分の 1 の額を、弘前市地域福祉活動計画書に基づく事業資金として、弘前市各地区社会福祉協議会へ還元するものとする。ただし、岩木支部及び相馬支部については、当分の間一般会費の 20 分の 17 を還元するものとする。

(災害見舞い)

**第6条** 本会会員が、弘前市内に所有する住宅が災害により被害を受けた場合は、次の各号に掲げる災害見舞金を当該世帯の世帯主に対して支給するものとする。

(1) 住宅が全壊又は全焼した場合 20,000 円

(2) 住宅が半壊又は半焼した場合 10,000 円

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）等に規定する大規模災害の場合は、前項の規定にかかわらず理事会で協議のうえ決定するものとする。

**附 則**

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年12月25日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。